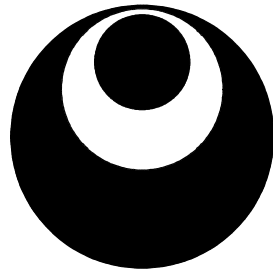


沖 縄 県
労働委員会年報

令和元年版



沖縄県労働委員会事務局

は じ め に

労働委員会は、中立・公正な立場で労使間の紛争の迅速かつ円満な解決について援助し、労使関係の安定を図る専門的な行政機関です。

賃金や労働時間などの労働条件や組合活動の問題について、労使間（労働組合と使用者との間、又は個々の労働者と使用者との間）で自主的な紛争解決が困難な場合には、労働委員会の制度をお気軽に御利用ください。

- ・公益委員、労働者委員、使用者委員の三者構成により、中立・公正な立場で、労使紛争の早期解決にあたります。
- ・秘密は厳守します。
- ・利用は無料です。

<お問合せ先>

沖縄県労働委員会事務局 調整審査課

〒900-8570 那覇市泉崎 1-2-2（沖縄県庁 2階）

TEL 098-866-2551

FAX 098-866-2554

Eメール aa160008@pref.okinawa.lg.jp

ホームページ 「沖縄県労働委員会」で検索

第22期沖縄県労働委員会委員

(令和元年12月15日～令和3年12月14日)

公 益 委 員



会 長
藤 田 広美



会長代理
宮 尾 尚子



井 村 真己



上 江 洲 純子



田 島 啓己

労 働 者 委 員



砂 川 安弘



鎌 田 健嗣



宮 里 竜二



棚 原 初美



大 嶺 克志

使 用 者 委 員



山 城 勝



上 江 洲 智一



名 嘉 村 裕子



城 間 泰



大 城 恵美

第21期沖縄県労働委員会委員

(平成29年12月15日～令和元年12月14日)

公 益 委 員



会 長
藤 田 広美



会長代理
宮 尾 尚子



井 村 真己



上 江 洲 純子



田 島 啓己

労 働 者 委 員



東 盛 政行



山 本 隆司



鎌 田 健嗣



知 花 優



宮 里 竜二

使 用 者 委 員



山 城 勝



上 江 洲 智一



宮 城 諱



高 良 幸明



名 嘉 村 裕子

目 次

第1章 労働委員会の概要	
第1節 組 織	1
第2章 会 議	
第1節 総 会	6
第2節 公益委員会議	9
第3章 不当労働行為の審査	
第1節 概 況	11
第2節 審査期間の目標及びその達成状況	14
第3節 不当労働行為事件の概要	15
第4節 中央労働委員会再審査事件の概要	19
第4章 労働争議の調整	20
第5章 個別労働関係紛争のあっせん	24
第6章 労働組合の資格審査等	
第1節 労働組合の資格審査	29
第2節 地公労法第5条第2項の認定及び告示	30
第3節 争議行為予告通知	30
第4節 労働争議の実情調査	31
第7章 各種連絡会議、研修及び広報等	
第1節 連絡会議	32
第2節 研 修	36
第3節 広 報 等	38
資 料 年別申立・申請件数の推移	40

《元号表記に係る注釈》

年報は、暦年（1月～12月）を単位としてまとめているところ、2019年5月1日に元号が「令和」に改められたことから、本年報においては、2019年を通じた期間を表す場合は、便宜的に「令和元年」と表記することとする。

第 1 章 労働委員会の概要

第1章 労働委員会の概要

労働委員会は、労働組合法(昭和24年法律第174号。以下「労組法」という。)、労働関係調整法(昭和21年法律第25号。以下「労調法」という。)及び地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和27年法律第289号。以下「地公労法」という。)に掲げる目的を達成するため、労組法第19条の12に基づいて各都道府県に設置される行政委員会であり、地方自治法第180条の5第2項に規定する執行機関である。

第1節 組織

1 委員

当委員会は、労組法第19条の12第2項及び労働組合法施行令(昭和24年政令第231号。以下「労組法施行令」という。)第25条の2の別表第3により、公益委員、労働者委員、使用者委員各5人計15人の委員で構成されている。

令和元年12月16日に第22期委員の任命に伴う会長及び会長代理の改選があり、会長に藤田広美公益委員、会長代理に宮尾尚子公益委員が互選により選出された。令和元年は、次に掲げる第22期委員及び第21期委員により運営された。

なお、第22期委員の任期は令和3年12月14日までの2年間となっている。

第22期沖縄県労働委員会委員名簿

任期：令和元年12月15日～令和3年12月14日

区分	氏名	現職	在任期間
公益委員	◎ 藤 田 広 美	弁護士 琉球大学大学院法務研究科教授	平23. 12. 15～ 連続5期
	○ 宮 尾 尚 子	弁護士	平23. 12. 15～ 連続5期
	井 村 真 己	沖縄国際大学教授	平27. 12. 15～ 連続3期
	上 江 洲 純 子	沖縄国際大学教授	平25. 12. 15～ 連続4期
	田 島 啓 己	弁護士 琉球大学大学院法務研究科非常勤講師	平28. 11. 15～ 連続3期
労働者委員	砂 川 安 弘	日本労働組合総連合会 沖縄県連合会事務局長	令1. 12. 15～ 通算4期
	鎌 田 健 嗣	UAゼンセン沖縄県支部 支部長	平29. 12. 15～ 連続2期
	宮 里 竜 二	航空連合沖縄 副会長	平29. 12. 15～ 連続2期
	棚 原 初 美	日本労働組合総連合会 沖縄県連合会副事務局長	令1. 12. 15～ 新任
	大 嶺 克 志	全日本自治団体労働組合 沖縄県本部書記長	令1. 12. 15～ 新任
使用者委員	山 城 勝	一般社団法人沖縄県経営者協会 常務理事	平25. 12. 15～ 連続4期
	上 江 洲 智 一	久米島製糖株式会社 代表取締役社長	平25. 12. 15～ 連続4期
	名 嘉 村 裕 子	株式会社りゅうせき 取締役経営管理部長	平29. 12. 15～ 連続2期
	城 間 泰	株式会社琉球銀行 常務取締役	令1. 12. 15～ 新任
	大 城 恵 美	株式会社近代美術 代表取締役社長	令1. 12. 15～ 新任

(注) ◎印は会長、○印は会長代理

第21期沖縄県労働委員会委員名簿

任期：平成29年12月15日～令和元年12月14日

区分	氏名	現職	在任期間
公益委員	◎ 藤 田 広 美	弁護士 琉球大学大学院法務研究科教授	平23. 12. 15～ 連続4期
	○ 宮 尾 尚 子	弁護士	平23. 12. 15～ 連続4期
	井 村 真 己	沖縄国際大学教授	平27. 12. 15～ 連続2期
	上 江 洲 純 子	沖縄国際大学教授	平25. 12. 15～ 連続3期
	田 島 啓 己	弁護士 琉球大学大学院法務研究科非常勤講師	平28. 11. 15～ 連続2期
労働者委員	東 盛 政 行	日本労働組合総連合会 沖縄県連合会会長	平29. 7. 19～ 連続2期
	山 本 隆 司	沖縄県教職員組合顧問	平25. 12. 15～ 連続3期
	鎌 田 健 嗣	U Aゼンセン沖縄県支部 支部長	平29. 12. 15～ 新任
	知 花 優	日本郵政グループ労働組合 沖縄地方本部執行委員長	平29. 12. 15～ 新任
	宮 里 竜 二	航空連合沖縄 副会長	平29. 12. 15～ 新任
使用者委員	山 城 勝	一般社団法人沖縄県経営者協会 常務理事	平25. 12. 15～ 連続3期
	上 江 洲 智 一	久米島製糖株式会社 代表取締役社長	平25. 12. 15～ 連続3期
	宮 城 諷	沖縄ガス株式会社 代表取締役会長	平25. 12. 15～ 連続3期
	高 良 幸 明	株式会社琉球リース 代表取締役社長	平29. 1. 26～ 連続2期
	名 嘉 村 裕 子	株式会社りゅうせき 取締役経営管理部長	平29. 12. 15～ 新任

(注) ◎印は会長、○印は会長代理

2 あっせん員候補者

労働委員会は、労調法第10条及び第11条に基づいて、労働争議のあっせんに当たらせるため、学識経験者等の中からあっせん員候補者を委嘱し、その名簿を作製することとなっている。あっせん員候補者は、個別労働関係紛争のあっせんに関する規程第4条に基づいて、個別労働関係紛争のあっせんにも当たる。

当委員会では、沖縄県労働委員会あっせん員候補者に関する内規を設けて委嘱の基準を「①現委員、②前委員、③事務局長、調整審査課長及び審査監」と定めており、これに基づき、あっせん員候補者を委嘱している。

令和元年12月31日現在における委嘱状況は、次のあっせん員候補者名簿のとおりである。

あ っ せ ん 員 候 補 者 名 簿

(令和元年12月31日現在)

氏 名	現 職	委嘱年月日
藤 田 広 美	労 働 委 員 会 公 益 委 員	令和元年12月16日
宮 尾 尚 子	〃	令和元年12月16日
井 村 真 己	〃	令和元年12月16日
上江洲 純 子	〃	令和元年12月16日
田 島 啓 己	〃	令和元年12月16日
砂 川 安 弘	労 働 委 員 会 労 働 者 委 員	令和元年12月16日
鎌 田 健 嗣	〃	令和元年12月16日
宮 里 竜 二	〃	令和元年12月16日
棚 原 初 美	〃	令和元年12月16日
大 嶺 克 志	〃	令和元年12月16日
山 城 勝	労 働 委 員 会 使 用 者 委 員	令和元年12月16日
上江洲 智 一	〃	令和元年12月16日
名嘉村 裕 子	〃	令和元年12月16日
城 間 泰	〃	令和元年12月16日
大 城 恵 美	〃	令和元年12月16日
山 本 隆 司	前 労 働 委 員 会 労 働 者 委 員	令和元年12月16日
金 良 多 恵 子	労 働 委 員 会 事 務 局 長	平成29年4月13日
仲 村 到	労 働 委 員 会 事 務 局 調 整 審 査 課 長	平成31年4月11日
上 間 直 之	労 働 委 員 会 事 務 局 調 整 審 査 課 審 査 監	平成30年4月12日

3 事務局

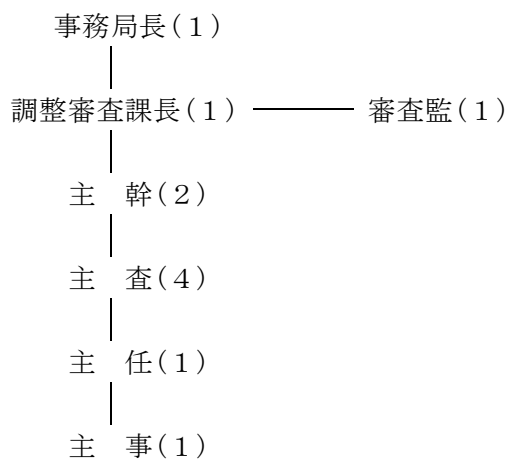
労働委員会事務局は、労組法第19条の12第6項において準用する同法第19条の11第1項及び労組法施行令第25条の規定に基づき、委員会の事務を整理するため設置されるものであり、事務局の内部組織は会長の同意を得て都道府県知事が定めることとされている。

当委員会事務局については、沖縄県労働委員会事務局組織規則(昭和47年沖縄県規則第67号)により内部組織、事務分掌等必要な事項が定められている。

当事務局は、事務局長の下に調整審査課が置かれ、11名の職員が配置されている。

事務局の機構図・職員は、次のとおりである。

事務局 機構図



第 2 章 会 議

第2章 会 議

労働委員会は、公益委員、労働者委員及び使用者委員の三者構成による合議制の行政委員会であり、重要事項はすべて会議で決定される。労働委員会規則（昭和24年中央労働委員会規則第1号。以下「労委規則」という。）第3条に基づく会議は、次のとおりである。

- 1 委員の全員で行う総会
- 2 公益委員の全員で行う公益委員会議
- 3 労調法第19条の規定による調停委員会の会議、労調法第31条の規定による仲裁委員会の会議、労委規則第5条第5項の規定による小委員会の会議

第1節 総 会

総会は、労働委員会の最高決定機関で、会長の招集のもとに委員全員で行う会議であり、労委規則第4条及び沖縄県労働委員会運営内規（以下「運営内規」という。）第5条によって、原則として毎月第2木曜日に定例総会を開催するものとしている。また、委員の全員が新たに任命された場合、その他会長が必要と認める場合等、必要に応じて臨時総会を開催している。

総会への付議事項は、労委規則第5条第1項の規定により、労働協約拡張適用の決議、あっせん員候補者の委嘱及び解任、臨時のあっせん員の委嘱、調停及び仲裁の開始、委員の罷免、会長及び会長代理の選挙、強制権限の発動、都道府県労働委員会規則の制定及び改廃、特別調整委員の設置等となっている。

また、公益委員会議における決定事項や、あっせん、調停、仲裁に関する報告等も行われる。

令和元年中の総会の開催状況は、次のとおりである。

総 会 開 催 状 況

通 算 回 数	開 催 月 日	議 題
903	1. 10	1 承認事項：1件 2 報告事項：平成30年における不当労働行為事件の審査状況1件、審査関係1件、調整関係1件、個別あっせん関係5件、不当労働行為再審査事件関係1件等 3 労働情報（労働争議実情調査）：なし 4 その他 (1) 四半期別業務状況（平成30年10月～12月）について (2) 平成30年における事件の取扱・処理状況について
904	2. 14	1 承認事項：1件 2 報告事項：公益委員会議関係1件、審査関係2件、調整関係1件、個別あっせん関係2件、行政訴訟関係1件等 3 労働情報（労働争議実情調査）：なし

通算回数	開催月日	議 題
904	2.14	4 その他：平成30年度労働問題セミナーの成果と課題について
905	3.14	1 審議事項：1件 2 承認事項：1件 3 報告事項：審査関係2件、調整関係1件、個別あっせん関係4件等 4 労働情報（労働争議実情調査）：1件 5 その他 (1) 平成31年度委員積立金予算（案）について (2) 平成31年度総会開催計画(案)について
906	4.11	1 審議事項：1件 2 承認事項：1件 3 報告事項：公益委員会議関係1件、審査関係3件、調整関係1件、個別あっせん関係4件等 4 労働情報（労働争議実情調査）：1件 5 その他 (1) 四半期別業務状況（平成31年1月～3月）について (2) 平成30年度委員積立金決算について (3) 平成31年度諸連絡会議等委員出張計画について (4) 平成31年度労働委員会当初予算について (5) 平成31年度事務局体制について
907	5.9	1 承認事項：1件 2 報告事項：審査関係3件、調整関係1件、個別あっせん関係4件等 3 労働情報（労働争議実情調査）：1件 4 その他：平成31年度九州労働委員会会長会議について
908	6.13	1 承認事項：1件 2 報告事項：審査関係2件、調整関係1件、個別あっせん関係2件等 3 労働情報（労働争議実情調査）：1件 4 その他 (1) 第86回九州労働委員会連絡協議会の結果について (2) 令和元年度全国労働委員会会長・事務局長連絡会議の結果について
909	7.11	1 承認事項：1件 2 報告事項：審査関係2件、調整関係1件、個別あっせん関係2件等

通算回数	開催月日	議 題
909	7.11	3 労働情報(労働争議実情調査)：1件 4 その他 (1) 四半期別業務状況(平成31年4月～6月)について (2) 労使関係セミナーについて
910	8.8	1 審議事項：1件 2 承認事項：1件 3 報告事項：審査関係2件、調整関係1件、個別あっせん関係3件等 4 労働情報(労働争議実情調査)：1件 5 その他：離島・北部地域での労働問題セミナー開催について
911	9.12	1 承認事項：1件 2 報告事項：公益委員会議関係1件、審査関係2件、調整関係1件、個別あっせん関係3件、行政訴訟関係1件等 3 労働情報(労働争議実情調査)：なし 4 その他 (1) 出前講座の結果について (2) 沖縄県労働委員会研修について
912	10.10	1 承認事項：1件 2 報告事項：審査関係2件、個別あっせん関係3件等 3 労働情報(労働争議実情調査)：なし 4 その他 (1) 令和元年度労働問題セミナーの実施状況について (2) 四半期別業務状況(令和元年7月～9月分)について
913	11.21	1 承認事項：1件 2 報告事項：公益委員会議関係1件、審査関係3件、調整関係1件、個別あっせん関係4件等 3 労働情報(労働争議実情調査)：1件 4 その他 (1) 令和元年度九州労働委員会公益委員連絡会議の結果について (2) 第74回全国労働委員会連絡協議会総会の結果について
914	12.12	1 承認事項：1件 2 報告事項：審査関係3件、調整関係1件、個別あっせん関係4件、

通算回数	開催月日	議 題
914	12.12	行政訴訟関係 1 件等 3 労働情報(労働争議実情調査)：1 件 4 その他 (1) 出前講座の結果について (2) 令和元年度労働問題セミナーの実施状況について
915	12.16	1 審議事項：2 件 2 その他：各側幹事委員の選出について（結果報告）

第 2 節 公益委員会議

公益委員会議は、公益委員のみで行う会議で、労委規則第 8 条の規定により必要に応じて会長が招集する。

公益委員会議に付議すべき事項は、労委規則第 9 条等に規定され、次のとおりである。

- ① 労働組合が、労組法に定める手続に参与し救済を受けるための資格審査並びに法人格取得のための資格審査及び資格証明（労組法第 5 条、第 11 条）
- ② 不当労働行為救済申立ての審査、決定、命令等（労組法第 7 条、第 27 条～第 27 条の 21、第 27 条の 23、地公労法第 4 条）
- ③ 公益事業における争議行為の予告通知義務違反に対する処罰請求（労調法第 42 条）
- ④ 地方公営企業等の職員のうち労組法第 2 条第 1 号に規定する者の範囲の認定及び告示（地公労法第 5 条第 2 項）
- ⑤ 総会において特に必要があると認める場合（無料の労働者供給事業）
- ⑥ その他会長が必要と認める事項

令和元年の公益委員会議の開催状況は、次のとおりである。

公益委員会議開催状況

通算回数	開催月日	議 題
392	2.14	地方公営企業等の労働関係に関する法律第 5 条第 2 項の規定に基づく認定及び告示について 1 昭和 47 年告示第 3 号（石垣市水道課）の廃止 2 平成 22 年告示第 3 号（沖縄県企業局）の廃止
393	4.11	1 沖労委平成 31 年(資)第 1 号に係る労働組合資格審査について 2 沖労委平成 31 年(資)第 2 号に係る労働組合資格審査について

通算回数	開催月日	議 題
394	9. 12	1 沖労委令和元年(資)第7号に係る労働組合資格審査について 2 沖労委令和元年(資)第9号に係る労働組合資格審査について
395	11. 21	沖労委令和元年(資)第10号に係る労働組合資格審査について

第3章 不当労働行為の審査

第3章 不当労働行為の審査

第1節 概況

令和元年に取り扱った不当労働行為事件は、前年からの繰越が1件と新規申立3件の計4件である。このうち1件が取下げとなり、残り3件は次年への繰越となっている。

また、平成27年から令和元年における係属事件は17件で、終結状況は、命令・決定8件、和解4件、取下げ2件となっている。

平成27年から令和元年までの審査の取扱状況等は、第1表から第5表までのとおりである。

第1表 不当労働行為事件処理状況

(単位：件)

区 分		年					平成27年 ～令和元年	
		平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年		
係 属 件 数	前年繰越	4	5	6	2	1	4	
	新規申立	3	4	1	2	3	13	
	計	7	9	7	4	4	17	
終 結 状 況	取 下 げ			1(1)		1	2	
	和 解	無 関 与						
		関 与	1	2(1)		1		4
		計	1	2(1)	—	1	—	4
	命 令 ・ 決 定	救 済			3(3)	2(2)		5
		棄 却	1(1)	1(1)	1(1)			3
		却 下						
		計	1(1)	1(1)	4(4)	2(2)	—	8
	合 計		2(1)	3(2)	5(5)	3(2)	1	14
	平均所要日数(日)		529	631	641	535	92	561
次 年 繰 越		5(3)	6(3)	2(1)	1	3(1)	3	

- 注) ① ()内の数値は、前年からの繰越しで内数である。
 ② 平均所要日数は、その年に終結した事件の平均値である。
 ③ 「平成27年～令和元年」欄は、当該期間(5年)を1期間とした時の係属件数等であり、平成27年から令和元年までの値を単純に合計したものではない。

第2表 申立人別件数（新規申立分）

（単位：件）

申立人 \ 年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	計
労働組合	2	4	1	2	3	12
個人						
個人・労働組合	1					1
計	3	4	1	2	3	13

第3表 労組法第7条該当号別件数（新規申立分）

（単位：件）

各号 \ 年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	計
1号	1					1
2号	1			1		2
3号						
4号						
1・2号	1	1			2	4
1・3号		2	1	1	1	5
2・3号		1				1
1・2・3号						
1・3・4号						
計	3	4	1	2	3	13

注) 各号とは、労組法第7条各号のことである。

1号：不利益取扱い、2号：団体交渉拒否、3号：支配介入、4号：報復的不利益取扱い

第4表 従業員数規模別件数（新規申立分）

（単位：件）

従業員数 \ 年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	計
49人以下	1	3	1	2	1	8
50～99人						
100～199人	1	1			1	3
200～299人						
300～499人						
500～999人						
1,000人以上	1				1	2
計	3	4	1	2	3	13

第5表 業種別件数（新規申立分）

（単位：件）

業 種	年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	計
製造業						1	1
情報通信業						1	1
運輸業、郵便業							
金融業、保険業		1					1
宿泊業、飲食サービス業							
生活関連サービス業、娯楽業							
教育、学習支援業							
医療、福祉		1	2	1	2		6
サービス業		1	1			1	3
公務			1				1
計		3	4	1	2	3	13

第6表 不当労働行為事件一覧表

No	事件番号	申立人	請求する 救済内容	申立年月日	終結 区分	審査等 の回数	所要 日数	備考
		被申立人		終結年月日				
1	平成30年 (不) 第2号	X ₁ 組合 X ₂ 組合	①懲戒処分取消 ②バックペイ ③謝罪文交付	H30.12.26	次年 繰越	調査4 審問1	-	
		Y法人		-				
2	平成31年 (不) 第1号	X ₁ 組合 X ₂ 組合 X ₃ 組合	①原職復帰 ②バックペイ ③団体交渉応諾 ④事業継続 ⑤雇用先の確保 ⑥謝罪文の掲示	H31.1.15	取下げ	調査2	92	
		Y法人		H31.4.16				
3	平成31年 (不) 第2号	X組合	①団体交渉応諾 ②原職復帰 ③バックペイ	H31.3.27	次年 繰越	調査4	-	
		Y ₁ 法人、Y ₂ 法人		-				
4	令和元年 (不) 第3号	X組合	①差別的取扱いの禁止 ②謝罪文掲示	R1.10.10	次年 繰越	調査1	-	
		Y法人		-				

第2節 審査期間の目標及びその達成状況

1 審査期間の目標について

労組法第27条の18の規定により、不当労働行為事件に係る審査期間の目標を定めるとともに、目標の達成状況その他の審査の実施状況を公表することになっている。

当委員会では、審査の期間の目標及び審査の実施状況の公表に関する規則（平成17年沖縄県労働委員会規則第1号）に基づき、審査期間の目標を1年6月と定め（平成17年沖縄県労働委員会公告）、また、審査の実施状況等については、毎年1回、当委員会のホームページ及び年報を利用して公表している。

2 審査期間の目標の達成状況について

令和元年に係属した4件のうち、3件は次年繰越、1件は取下げとなっており、命令発出等により終結した事件はない。

第3節 不当労働行為事件の概要

1 沖労委平成30年(不)第2号事件

当事者	申立人（組合）			被申立人（使用者）		
	X ₁ 組合 組合員数：約11,000人 X ₂ 組合 組合員数：1人（申立て時）			Y法人 業種：医療、福祉 従業員数：25人		
申立年月日	平成30年12月26日			終結年月日	—	
所要日数	—			終結区分	次年繰越	
審査状況	調査回数	4回	審問回数	1回	和解協議回数	—
審査委員	藤田 広美	参与委員	(労)宮里 竜二	(使)名嘉村 裕子		
請求する 救済の内容	1 X ₂ 組合のA執行委員長に対する平成29年12月28日付け懲戒処分をなかったものと し、同懲戒処分がなければ支給されるはずであった給与相当額を支払うこと					
	2 謝罪文の交付					
	労働組合法第7条 該当号	第1号、第3号				
当事者の主張の要旨						
<p>【申立人】 法人は、X₂組合のA執行委員長の施設入居者に対する3件の非違行為を事由として同人に減給の懲戒処分を科したが、処分事由とされた同人の行為は、いわゆるヒヤリハットの部類に属するものであり企業秩序を乱す行為とは言い難く、減給の懲戒処分は不当である。 また、法人においてはこれまでも介護事故が発生しているがA執行委員長以外の職員が処分された例はないこと、法人は同人に対し賃金引下げや賞与不支給等の不当労働行為を繰り返してきた経緯があること等を考慮すると、当該懲戒処分は同人が組合員であることの故をもってなされた不当労働行為である。 法人によるこれらの行為は、労組法第7条第1項及び同条第3号の不当労働行為に該当する。</p> <p>【被申立人】 A執行委員長に対する懲戒処分は、同人が行った施設入居者への介助に重大な注意義務違反があったこと、同僚の従業員を大声で侮辱し精神的苦痛を与え退職に追い込んだこと等、情状が悪質であるから行ったものである。 法人に組合嫌悪及び支配介入の意思はない。</p>						
経 過						
<p>【経過】 平成30年12月26日の申立て後、委員調査を4回、審問を1回実施した。 (次年へ繰越)</p>						

2 沖労委平成31年(不)第1号事件

当事者	申立人（組合）			被申立人（使用者）		
	X ₁ 組合 組合員数：13人 X ₂ 組合 組合員数：約600人 X ₃ 組合 組合員数：約2万人			Y法人 業種：情報通信業 従業員数：15人		
申立年月日	平成31年1月15日			終結年月日	平成31年4月16日	
所要日数	92日			終結区分	取下げ	
審査状況	調査回数	2回	審問回数	—	和解協議回数	—
審査委員	田島 啓己	参与委員	(労)東盛 政行	(使)上江洲 智一		
請求する 救済の内容	1 原職復帰及びバック・ペイ 2 組合との団体交渉に誠実に応じること 3 事業の継続、又は事業継続困難な場合は誠実に事業譲渡先と交渉を行い組合員の雇用確保に尽力すること。 4 謝罪文の揭示					
	労働組合法第7条 該当号			第1号及び第2号		
当事者の主張の要旨						
<p>【申立人】</p> <p>第1回及び第2回団体交渉において、社長によるパワハラ・セクハラの根絶等5項目を要求したが、法人は合理的な説明もなく、社長によるパワハラ・セクハラを否定し、誠実な回答をしなかった。</p> <p>第3回団体交渉に先立ち、法人から会社売却の話が出されたため、第3回団体交渉では、会社を存続させること、及び仮に会社を清算する場合は退職金及び解決金等を支払うこと等を求めた。それに対し法人は、事業譲渡交渉を継続していること及び法的義務のある労働債権の支払いについては約束したが、その他は売却と清算の話に終始して誠実に回答しなかった。</p> <p>第4回団体交渉では、第3回団体交渉において合意した事項について労働協約の締結を求めたところ、法人はこれを拒否した。</p> <p>その後、法人は事業譲渡交渉の不調及び業績不振を理由に会社を清算するとして、X₁組合員全員に解雇を通知した。そのためX₁組合は、全従業員の解雇撤回及び原職復帰等を求める団体交渉を社長に申し入れたが、社長はその場で申入書を破り捨て、解雇通知後の団体交渉を一切拒否した。</p> <p>また、社長は、X₁組合執行委員長に対し、「今は組合を解散しないか。」「お前だけは許さない。」、などと述べ、会社売却の話が出る直前には「労働組合を解散したら会社を続ける。」などと組合敵視の発言を繰り返しており、会社清算や全従業員の解雇は組合潰しを目的としたものであることは明らかである。</p> <p>これらの法人の行為は、労組法第7条第1号及び同条第2号に該当する不当労働行為である。</p> <p>【被申立人】</p> <p>組合らの主張について、否認ないし争う。</p>						
経過						
<p>【経過】</p> <p>平成31年1月15日の申立ての後、委員調査を2回実施した。</p> <p>第1回委員調査では、組合らに対し、不当労働行為を構成する具体的な事実を明確にする必要がある旨説明し、事実関係の整理等を行った上で、主張書面を次回期日までに提出するよう求めた。</p> <p>第2回委員調査では、併行して係属するあっせん事件において当事者双方が和解の意向を示したことから、当事者双方に対し、主張及び釈明は求めず、次回期日のみの設定を行った。</p> <p>第3回委員調査に先立ち、組合らから、別途併行して係属するあっせん事件において、会社側とあっせんが合意成立したとして、救済申立ての取下げがあり、本件は終結した。</p>						

3 沖労委平成31年(不)第2号事件

当事者	申立人（組合）			被申立人（使用者）		
	X組合 組合員数：4人			Y ₁ 法人（派遣元企業） 業種：サービス業、従業員数：300人 Y ₂ 法人（派遣先企業） 業種：保険業 従業員数：約10,000人		
申立年月日	平成31年3月27日			終結年月日	—	
所要日数	—			終結区分	次年繰越	
審査状況	調査回数	4回	審問回数	—	和解協議回数	—
審査委員	宮尾 尚子	参与委員	(労)鎌田 健嗣	(使)山城 勝		
請求する 救済の内容	1 Y ₁ 法人は、就業時間内・事業所内における団体交渉に応じること。 2 派遣元Y ₁ 法人及び派遣先Y ₂ 法人は、X組合のA執行委員長に対する雇止めを取消し、原職へ復帰させ、解雇の日から復職するまでの間に支払われるはずであった賃金相当額を支払うこと。					
	労働組合法第7条 該当号			第1号、第2号		
当事者の主張の要旨						
<p>【申立人】</p> <p>組合は、結成以降、組合員の雇止め撤回や賃金引上げなどを交渉事項として、Y₁法人に対し就業時間内・事業所内における団体交渉を申し入れ続けてきた。しかし、Y₁法人は、これまで1度も団体交渉に応じていない。</p> <p>また、Y₁法人が限定正社員登用試験を導入し、同試験に合格することを雇用契約の更新事由としたことは、労働契約法第18条及び第19条に違反しており、A執行委員長は、同試験の中止等を目的として試験日にストライキを行ったところ、雇止めとなった。当該雇止めは、ストライキに対する報復である。そして、Y₁法人の雇止めの判断に関して、Y₂法人も大きな影響を及ぼすことが可能である。</p> <p>こうした法人の対応は、労組法第7条第1号及び同条第2号の不当労働行為に該当する。</p> <p>【被申立人】</p> <p>Y₁法人は、組合からの団体交渉申入れに対し、その都度、就業時間外及び就業施設外での開催を提案するなどした上で、団体交渉に応ずる旨を誠実に回答しており、団体交渉自体を拒否した事実は一切ない。</p> <p>また、A執行委員長に対する雇止めは、Y₁法人とA執行委員長との間で締結された有期労働契約において定められた更新事由の一つである限定正社員登用試験に関し、A執行委員長が、自身の試験日当日にストライキと称してこれを受験せず、その翌日に準備した試験についてもこれを受験しなかったことから、「限定正社員登用試験に合格したとき」という更新事由を満たさなかったことを理由とするものであり、A執行委員長が組合員であることを理由になされたものではない。そして、雇止めの判断に関しては、Y₁法人とA執行委員長の有期労働契約に基づくものであり、Y₂法人は一切関わっていない。</p> <p>したがって、これらの行為は、労組法第7条第1号及び第2号の不当労働行為に該当しない。</p>						
経 過						
平成31年3月27日の申立ての後、委員調査を4回実施した。 (次年に繰越)						

4 沖労委令和元年(不)第3号事件

当事者	申立人（組合）			被申立人（使用者）		
	X組合 組合員数：13人			Y法人 業種：製造業 従業員数：118人		
申立年月日	令和元年10月10日			終結年月日	—	
所要日数	—			終結区分	次年繰越	
審査状況	調査回数	1回	審問回数	—	和解協議回数	—
審査委員	田島 啓己	参与委員	(労)宮里 竜二	(使)上江洲 智一		
請求する 救済の内容	1 組合員らに対して賞与支給案を提示しないことにより、組合員に対する賞与支給時期を非組合員よりも遅らせる差別的取り扱いをしてはならない。					
	2 謝罪文の掲示 労働組合法第7条 該当号 第1号、第3号					
当事者の主張の要旨						
<p>【申立人】</p> <p>第1回団体交渉において、法人は「今期の個人勤務成績等の評価作業が7月上旬ころに終了し、賞与支給予定額を決定し次第、改めて回答する。賞与支給は7月下旬ころを予定している。」と回答書を示し、説明していることから、法人は、7月上旬以降、組合に対し、組合員の賞与支給予定額を回答するべきであった。</p> <p>ところが、7月中旬になっても法人から回答がなかったため、団体交渉を申し入れた。賞与支給予定について、7月下旬ころであろうという認識しかなかったため、7月最後の金曜日に夏季賞与を支給されることをあらかじめ知っていたものではない。</p> <p>それにも関わらず、非組合員に対して先行して賞与明細を交付の上、賞与を支給した後、組合員に対する賞与案を提示し、組合員への賞与支給を非組合員よりも大幅に遅延させたことは、組合員を殊更に不利益に取り扱うものである。また、これまでの経過に照らし、法人の行為の主たる動機に、組合嫌悪の情があったことは明らかである。</p> <p>したがって、これらの法人の行為は、労組法第7条第1号及び同条第3号に該当する不当労働行為である。</p> <p>【被申立人】</p> <p>第1回団体交渉の回答書には、査定業務が終了するのは7月上旬ころと記載されていることから、組合は法人に対し、7月上旬以降、夏季賞与についての団体交渉の申入れを行うべきであった。</p> <p>法人は例年7月最後の金曜日に夏季賞与を支給しており、組合がこれを知らなかったということは、通常考えられない。</p> <p>組合との間では、団体交渉における合意が成立しておらず、それを理由に非組合員らに対しての賞与支給を延期することはできない。</p> <p>組合員らに対しての賞与支給が遅れたのは、団体交渉の申入れが遅かったことが原因であり、法人の行為は不当労働行為に当たらない。</p> <p>【経過】</p> <p>令和元年10月10日の申立ての後、委員調査を1回実施した。 (次年へ繰越)</p>						

第4節 中央労働委員会再審査事件の概要

1 概況

当委員会の発した命令に係る令和元年中の再審査事件係属件数は、前年からの繰越1件である。

2 再審査事件の一覧

事件番号 事 件 名	再審査申立人 申立年月日	不服の 要 点	審査経過 終結年月日	初審（当委員会）命令の事件番号 終結区分・終結年月日
中労委平成30年(不再)第63号 祐愛会不当労働行為事件	使用者 H30.12.17	初審命令の 取消し	係属中	平成28年(不)第3号・平成29 年(不)第1号事件 全部救済・H30.11.30

第4章 労働争議の調整

第4章 労働争議の調整

令和元年に取り扱った調整事件は、新規申請が3件で、調整区分は全てあっせんとなっている。このうち1件が解決、1件が取下げ、1件が打切りにより終結している。

また、平成27年から令和元年における係属事件は19件で、終結状況は、解決7件、打切り7件、取下げ4件、不開始1件となっている。

平成27年から令和元年までの調整事件の取扱状況等は、第1表から第5表までのとおりである。

第1表 調整事件処理状況

(単位：件)

区 分		年					平成27年 ～令和元年	
		平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年		
係属件数	前年繰越	1		2	1		1	
	調整区分	新規申請	4	8	2	1	3	18
		あっせん	4	8	2	1	3	18
		調 停						
		仲 裁						
計	5	8	4	2	3	19		
終 結 状 況	解 決	1(1)	3	2(2)		1	7	
	打 切 り	3	1	1	1	1	7	
	取 下 げ		2		1(1)	1	4	
	不 開 始	1					1	
	計	5(1)	6	3(2)	2(1)	3	19	
況	平均調整回数(回)	1.5	1.2	2.0	1.5	1.7	1.5	
	平均所要日数(日)	33	52	93	88	79	63.0	
	解決率(%)	25.0	75.0	66.7	—	50.0	50.0	
次 年 繰 越			2	1				

- 注) ① ()内の数値は、前年からの繰越しで内数である。
 ② 平均調整回数、平均所要日数は、その年に終結した事件(あっせん員指名前に取下げられた事件、不開始事件を除く。)の平均値である。
 ③ 解決率(%) = $\frac{\text{解決件数}}{\text{取下げ・不開始を除く終結件数}} \times 100$
 ④ 「平成27年～令和元年」欄は、当該期間(5年)を1期間とした時の係属件数等であり、平成27年から令和元年までの値を単純に合計したものではない。

第2表 申請者別申請件数（新規申請分）

（単位：件）

申請者		年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	計
当事者	労働組合		3	6	2	1	3	15
	使用者		1	2				3
	労使双方							
職 権								
計			4	8	2	1	3	18

第3表 従業員数規模別申請件数（新規申請分）

（単位：件）

従業員数	年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	計
49人以下		3	5	1	1	3	13
50～99人		1	1				2
100～199人			1				1
200～299人			1				1
300～499人							
500～999人				1			1
1,000人以上							
計		4	8	2	1	3	18

第4表 産業別申請件数（新規申請分）

（単位：件）

業種	年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	計
建設業		1					1
製造業							
電気・ガス・熱供給・水道業							
情報通信業		1	4			2	7
運輸業、郵便業							
卸売業、小売業							
金融業、保険業			1				1
宿泊業、飲食サービス業							
教育、学習支援業			1				1
医療、福祉		1	2	1		1	5
サービス業		1			1		2
公務				1			1
合 計		4	8	2	1	3	18

第5表 調整事項別件数（新規申請分）

（単位：件）

調整事項		年					計
		平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	
組合承認・組合活動							
協約締結・全面改定							
協約効力・解釈				1			1
賃金等	賃金増額	1	1				2
	一時金						
	諸手当		2		1		3
	その他賃金に関するもの	1				1	2
	退職一時金・年金						
小計		2	3		1	1	7
給与以外条件の	労働時間	1					1
	休日・休暇	1					1
	定年制						
	その他の労働条件	1	3				4
小計		3	3				6
経営又は人事	事業休廃止・事業縮小						
	人員整理						
	配置転換			1			1
	解雇						
	その他の経営人事	1			1		2
小計		1		1	1		3
福利厚生							
団交促進		4	4			2	10
事前協議制							
その他			6	1	1	2	10
合計		10	16	3	3	5	37

注) 申請は複数のあつせん事項を有することがあるので、表中の件数は申請件数とは一致しない。

第6表 調整事件一覧表

No	事件番号	申請者	事件の概要	業種	申請年月日	終結区分	調整回数	所要日数	あっせん員
					あっせん員 指名年月日				
1	平成31年 (調) 第1号	労働組合	①団交促進、②会社の不誠実対応の是正、③労働組合への支配介入、④労働組合委員長に対する暴言の是正を求めて申請された。 話し合いを援助したところ、双方が折り合い、解決した。	情報通信	H31.1.4	解決	3	98	(公)田島 (労)東盛 (使)上江洲
					H31.1.9				
					H31.4.16				
2	令和元年 (調) 第2号	労働組合	①未払い賃金及び遅延損害金の支払い、②パワハラに対する謝罪及び慰謝料の支払い、③パワハラがなければ就労継続し得られていたであろう給与と組合員の現在の勤務先での給与との差額の支払いを求めて申請された。 あっせんを開催したが、双方の意見の隔たりが大きく打切りとなった。	医療、福祉	R1.5.23	打切り	2	105	(公)井村 (労)東盛 (使)宮城
					R1.5.28				
					R1.9.9				
3	令和元年 (調) 第3号	労働組合	会社による駐車場料金の一方的値上げ通告に関する団体交渉促進を求めて申請された。 あっせんに至る前に、当事者間の団体交渉で解決したため、取下げとなった。	情報通信	R1.11.1	取下げ	-	34	(公)井村 (労)鎌田 (使)上江洲
					R1.11.6				
					R1.12.9				

注) 所要日数はあっせん員指名日(当日を含む。)から終結日(当日を含む。)までの日数である。

第5章 個別労働関係紛争のあっせん

第5章 個別労働関係紛争のあっせん

令和元年に取り扱った個別労働関係紛争あっせん事件は、前年からの繰越が2件、新規申請が11件の計13件である。このうち2件が解決、1件が取下げ、9件が打切りにより終結し、残り1件が次年への繰越となっている。

また、平成27年から令和元年における係属件数は43件で、終結状況は、解決11件、打切り26件、取下げ4件、不開始1件となっている。

平成27年から令和元年までの取扱状況等は、第1表から第5表までのとおりである。

第1表 個別労働関係紛争あっせん事件処理状況

(単位：件)

区 分		年					平成27年 ～令和元年
		平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	
係 属 件 数	前年繰越	3	1		3	2	3
	新 規	7	6	7	9	11	40
	計	10	7	7	12	13	43
終 結 状 況	解 決	4(2)	3(1)	1	1(1)	2	11
	打 切 り	3(1)	3	2	9(2)	9(2)	26
	取 下 げ	1	1	1		1	4
	不 開 始	1					1
	計	9(3)	7(1)	4	10(3)	12(2)	42
	平均調整回数(回)	1.0	1.0	0.3	0.4	0.6	0.7
	平均所要日数(日)	59	54	59	31	68	56.7
	解決率(%)	57.1	50.0	33.3	10.0	18.2	29.7
次 年 繰 越		1		3	2	1	1

- 注) ① ()内の数値は、前年からの繰越しで内数である。
 ② 平均調整回数、平均所要日数は、その年に終結した事件(あっせん員指名前に取下げられた事件、不開始事件を除く。)の平均値である。
 ③ 解決率(%) = $\frac{\text{解決件数}}{\text{取下げ・不開始を除く終結件数}} \times 100$
 ④ 「平成27年～令和元年」欄は、当該期間(5年)を1期間とした時の係属件数等であり、平成27年から令和元年までの値を単純に合計したものではない。

第2表 申請者別申請件数（新規申請分）

（単位：件）

申請者 \ 年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	計
労働者	7	4	7	9	11	38
使用者		2				2
計	7	6	7	9	11	40

第3表 従業員数規模別申請件数（新規申請分）

（単位：件）

従業員数 \ 年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	計
49人以下	2	5	3	5	3	18
50～99人	1		1	4	1	7
100～299人	3		2		2	7
300～499人	1				1	2
500人以上		1	1		4	6
計	7	6	7	9	11	40

第4表 産業別申請件数（新規申請分）

（単位：件）

業種 \ 年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	計
農業、林業						
建設業		3				3
情報通信業			1			1
運輸業、郵便業	1		1			2
卸売業、小売業	1				1	2
金融業、保険業						
不動産業、物品賃貸業						
学術研究、専門・技術サービス業						
宿泊業、飲食サービス業	2		1	3		6
教育、学習支援業					2	2
医療、福祉	2	1	1	1	3	8
複合サービス業				1		1
サービス業	1	2	3	4	5	15
公務						
合計	7	6	7	9	11	40

第5表 紛争内容別件数（新規申請分）

（単位：件）

紛争内容		年					計
		平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	
経営又は人事	解雇	2		2	5		9
	配置転換、出向・転籍		1	1			2
	復職			1	2	3	6
	懲戒処分						
	退職		2	1			3
	勤務延長、再雇用			1	1		2
	その他の経営又は人事			2			2
小計		2	3	8	8	3	24
賃金等	賃金未払	1	1	1	1	2	6
	賃金増額						
	賃金減額			1		1	2
	一時金			1			1
	退職一時金						
	解雇手当		1	3	2		6
	休業手当						
	諸手当			1	1		2
	その他賃金	2		1			3
	年金(企業年金・厚生年金等)	1					1
小計		4	2	8	4	3	21
労働条件等	労働契約						
	労働時間						
	休日・休暇						
	年次有給休暇						
	育児休業・介護休業						
	時間外労働						
	安全・衛生						
	福利厚生制度						
	社会保険		1				1
	労働保険						
	その他の労働条件等						
小計			1				1
人間関係	セクハラ						
	パワハラ・嫌がらせ	1	1	3	6	7	18
	小計	1	1	3	6	7	18
その他		5	4	2	2	1	14
合計		12	11	21	20	14	78

注) 申請は複数のあつせん事項を有することがあるので、表中の件数は申請件数とは一致しない。

第6表 個別労働関係紛争あっせん事件一覧表

No	事件番号	申請者	事件の概要	業種	申請年月日	終結区分	調整回数	所要日数	あっせん員
					終結年月日				
1	平成30年 (個) 第8号	労働者	①2名の職場異動、②会社からの謝罪、③パワハラを受けたことによる精神的苦痛及び賃金の取得が見込めなくなった経済的損失による損害賠償請求を求めて申請された。 被申請者があっせんに参加しなかったため打ち切りとなった。	サービス業	H30.12.12	打ち切り	-	57	(公)井村 (労)山本 (使)山城
					H31.2.6				
2	平成30年 (個) 第9号	労働者	パワハラに対する慰謝料等の支払いを求めて申請された。	宿泊業、飲食サービス業	H30.12.27	打ち切り	1	61	(公)宮尾 (労)知花 (使)高良
					H31.2.25				
3	平成31年 (個) 第1号	労働者	パワーハラスメントに係る事実調査及び真相究明を求めて申請された。 被申請者があっせんに参加しなかったため打ち切りとなった。	教育、学習支援業	H31.2.22	打ち切り	-	61	(公)上江洲 (労)山本 (使)宮城
					H31.4.23				
4	平成31年 (個) 第2号	労働者	①苦情窓口の設置、②情報開示、③労務監督の説明を求めて申請された。 被申請者があっせんに参加しなかったため打ち切りとなった。	サービス業	H31.2.22	打ち切り	-	61	(公)上江洲 (労)山本 (使)宮城
					H31.4.23				
5	平成31年 (個) 第3号	労働者	パワハラ行為に対する精神的慰謝料の支払いを求めて申請された。 被申請者があっせんに参加しなかったため打ち切りとなった。	医療、福祉	H31.2.25	打ち切り	-	31	(公)井村 (労)知花 (使)山城
					H31.3.27				
6	令和元年 (個) 第4号	労働者	復職とパワハラ行為に対する精神的慰謝料等の支払いを求めて申請された。 当事者双方の合意条件を聴取し、双方の意向を反映させたあっせん案を双方が受け入れ、解決した。	サービス業	H31.4.3	解決	1	65	(公)井村 (労)山本 (使)山城
					R1.6.6				
7	令和元年 (個) 第5号	労働者	パワハラに対する謝罪及び慰謝料の支払いを求めて申請された。 被申請者があっせんに参加しなかったため打ち切りとなった。	医療、福祉	H31.4.23	打ち切り	-	64	(公)上江洲 (労)知花 (使)上江洲
					R1.6.25				
8	令和元年 (個) 第6号	労働者	配置転換(職種変更)に伴う賃下げの撤回を求めて申請された。 当事者双方の合意条件を聴取し、双方の意向を反映させたあっせん案を双方が受け入れ、解決した。	医療、福祉	R1.7.4	解決	3	91	(公)田島 (労)山本 (使)上江洲
					R1.10.2				

9	令和元年 (個) 第7号	労働者	従前の派遣就労先への職場復帰又は新しい就労先の確保を求めて申請された。 申請者があっせんによる解決は見込めないとして、申請を取り下げた。	サービス業	R1. 7. 24	取下げ	-	38	(公)上江洲 (労)知花 (使)山城
					R1. 8. 30				
10	令和元年 (個) 第8号	労働者	予算配分に関し、配分方法と配分額の見直しを求めて申請された。 あっせんを開催したが、双方の意見の隔たりが大きく打切りとなった。	教育・学習 支援業	R1. 7. 26	打切り	1	133	(公)井村 (労)宮里 (使)高良
					R1. 12. 5				
11	令和元年 (個) 第9号	労働者	①未払い賃金の支払い、②いじめ、暴言等に対する慰謝料及び損害賠償金の支払いを求めて申請された。 あっせんを開催したが、双方の意見の隔たりが大きく打切りとなった。	卸売業、小 売業	R1. 10. 1	打切り	1	57	(公)上江洲 (労)東盛 (使)山城
					R1. 11. 26				
12	令和元年 (個) 第10号	労働者	雇止めの撤回及び損害賠償等を求めて申請された。 第1回あっせんにおいて双方の意見の隔たりは大きかったものの、あっせん員が説示を行った結果、双方歩み寄りがみられ、第2回あっせんに持ち越しとなった。	サービス業	R1. 11. 5	次年 繰越	1	-	(公)上江洲 (労)宮里 (使)山城
					-				
13	令和元年 (個) 第11号	労働者	①パワハラに対する慰謝料、②会社の対応等に対する損害賠償金の支払いを求めて申請された。 被申請者があっせんに参加しなかったため打切りとなった。	サービス業	R1. 11. 18	打切り	-	32	(公)藤田 (労)山本 (使)名嘉村
					R1. 12. 19				

注) 所要日数は、申請日(当日を含む。)から終結日(当日を含む。)までの日数である。

第6章 労働組合の資格審査等

第6章 労働組合の資格審査等

第1節 労働組合の資格審査

令和元年中に取り扱った労働組合資格審査は、不当労働行為救済申立てに伴うものが6件、法人登記のためのものが2件、労働委員会労働者委員候補者推薦のためのものが2件の合計10件で、5件が適合、4件が取下げとなっている。

平成27年から令和元年までの労働組合資格審査の状況は、第1表のとおりである。

第1表 年別取扱状況

区分		年					平成27年 ～令和元年	
		平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年		
係属 件数	前年繰越	4	6	4			4	
	事由別	新規申請	9	5	6	4	10	34
		不当労働行為	6	5	2	2	6	21
		法人登記				1	2	3
		委員推薦	3		3		2	8
		総会決議			1	1		2
	計	13	11	10	4	10	38	
終結 状況	適合	7(1)	4(3)	9(4)	4	5	29	
	不適合			1			1	
	取下げ・打切り		3(3)			4	7	
	計	7(1)	7(3)	10(4)	4	9	37	
次年繰越		6	4			1	1	

注) ① ()内の数値は、前年からの繰越しで内数である。

② 「平成27年～令和元年」欄は、当該期間(5年)を1期間とした時の係属件数等であり、平成27年から令和元年までの値を単純に合計したものではない。

第2表 労働組合資格審査一覧表（令和元年起扱分）

番号	申請組合名	申請事由	申請年月日	決定・終結年月日	結果
1	労働組合A	不当労働行為救済申立て	H31.2.7	H31.4.11	適合
2	労働組合B	不当労働行為救済申立て	H31.2.7	H31.4.11	適合
3	労働組合C	不当労働行為救済申立て	H31.3.19	H31.4.16	取下げ
4	労働組合D	不当労働行為救済申立て	H31.3.19	H31.4.16	取下げ
5	労働組合E	不当労働行為救済申立て	H31.3.22	H31.4.16	取下げ
6	労働組合F	法人登記	R1.6.11	R1.10.31	取下げ
7	労働組合G	労働者委員候補者推薦	R1.8.7	R1.9.12	適合
8	労働組合H	法人登記	R1.8.22	—	次年繰越
9	労働組合I	労働者委員候補者推薦	R1.8.27	R1.9.12	適合
10	労働組合J	不当労働行為救済申立て	R1.9.10	R1.11.21	適合

第2節 地公労法第5条第2項の認定及び告示

1 概況

地公労法第5条第2項の規定により、地方公営企業の職員が結成し、又は加入する労働組合について、職員のうち労組法第2条第1号に規定する者の範囲を労働委員会が認定し、告示することとなっている。

令和元年中の取扱いはなかった。

なお、以下に掲げる告示は廃止した。

- (1) 昭和47年沖縄県地方労働委員会告示第3号（地方公営企業労働関係法第5条第2項の規定に基づく認定）
- (2) 平成22年沖縄県労働委員会告示第3号（地方公営企業等の労働関係に関する法律第5条第2項の規定に基づく認定）

第3節 争議行為予告通知

令和元年に、労調法第37条の規定に基づき争議行為予告通知のあった件数は、当委員会で受け付けたもの2件、中央労働委員会で受け付けたもので本県に関わりのあるもの43件、合計45件であり当委員会で受け付けた争議行為予告通知の概況は、次表のとおりである。

争議行為予告通知一覧表（当委員会受付分）

番号	通知者等	受付年月日	争議項目	備考
		予告年月日		
1	沖縄医療生活協同組合労働組合 業種:医療事業 組合員数:1000人	H31.2.28	人員不足及び超勤問題改善要求。看護部の増員・労働条件改善要求。医師の賃金・諸手当改善要求。夜勤手当改善要求。各種手当改善要求。休日・時短要求及び権利休暇要求。母性保護要求及び育児・介護休業要求。賃金の改善要求等。	解決
		H31.3.13以降 争議解決の日まで		

2	全日本港湾労働組合沖縄地方本部 業種:運輸業 組合員数:803人	R1.10.30	冬季一時金要求 退職者補充要求 年末年始特別作業精励金の要求	解決
		R1.11.15以降 争議解決の日まで		

第4節 労働争議の実情調査

労委規則第62条の2の規定に基づく労働争議の実情調査は、労調法第37条の規定に基づく争議行為予告通知を、当委員会で受け付けたもの及び中央労働委員会で受け付けたもので、県内に本社若しくは組合本部のあるもの又は県民生活に特に影響のあるものについて実施している。

令和元年における労働争議の実情調査件数は2件で、次表のとおりである。

労働争議の実情調査実施状況一覧表

番号	通知者等	争議項目	争議行為の有無	調査開始日	終結区分
				調査終了日	
1	沖縄医療生活協同組合労働組合 業種:医療事業 組合員数:1000人	人員不足及び超勤問題改善要求。看護部の増員・労働条件改善要求。医師の賃金・諸手当改善要求。夜勤手当改善要求。各種手当改善要求。休日・時短要求及び権利休暇要求。母性保護要求及び育児・介護休業要求。賃金の改善要求等。	無	H31.2.28	解決
				R1.8.7	
2	全日本港湾労働組合沖縄地方本部 業種:運輸業 組合員数:803人	冬季一時金要求 退職者補充要求 年末年始特別作業精励金の要求	無	R1.10.30	解決
				R1.12.5	

第7章 各種連絡会議、研修及び広報等

第7章 各種連絡会議、研修及び広報等

第1節 連絡会議

労働委員会相互の連絡調整を図るため、全国及び各ブロックにおいて連絡協議会及び連絡会議を設置し、会議を開催することになっている。

1 全国会議

令和元年における当委員会に関係する全国会議は次のとおりである。

令和元年開催全国会議一覧表

月 日		会 議 名	主催等
1	6月 6日	全国労働委員会事務局長連絡会議	中労委
2	6月 7日	全国労働委員会会長連絡会議	中労委
3	11月 14日～15日	第74回全国労働委員会連絡協議会総会	中労委
4	11月 28日	全国労働委員会事務局調整主管課長会議	中労委
5	11月 29日	全国労働委員会事務局審査主管課長会議	中労委

(1) 全国労働委員会事務局長連絡会議（6月6日、島根県）

- ア 審査・調整事件等の概況について
- イ 今後の労働委員会の在り方に関する検討状況について
- ウ 労働委員会間の研修生の受け入れについて
- エ 議題懇談

「外国人労働者に係る事案への対応について」

(2) 全国労働委員会会長連絡会議（6月7日、島根県）

- ア 講演
演題 「働き方改革における労働委員会の役割と今後の課題」
講師 中央労働委員会地方調整委員（東日本区域）
千葉大学大学院社会科学研究院 教授 皆川 宏之 氏
- イ 議題懇談「今後の労働委員会の在り方に関する検討状況について」

(3) 第74回全国労働委員会連絡協議会総会（11月14日～15日、東京都）

- ア 議題
(ア) 第1議題「今後の労働委員会の在り方検討小委員会「中間整理」について」
(イ) 第2議題「不当労働行為救済申立事件の当事者と関わりのある公益委員の回避及び
参与委員の交代について」

- イ 講演
演題 「働き方改革と労使関係」
講師 元中央労働委員会会長 菅野 和夫 氏

(4) 全国労働委員会事務局調整主管課長会議（11月28日、東京都）

- ア 調整業務の運営について
- イ 都道府県労働委員会からの労働争議調整事件・個別労働紛争事件における事例報告
- ウ 都道府県労働委員会からの業務報告

(5) 全国労働委員会事務局審査主管課長会議（11月29日、東京都）

- ア 業務概況説明
- イ 議題
 - (ア) 第1議題「審査事件において、和解の促進に向けてどのような取り組みをされているか」
 - (イ) 第2議題「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第16号）の施行に伴う、労働委員会規則の一部改正について」

2 九州ブロック会議

令和元年における当委員会に関係する九州ブロック会議は次のとおりである。

令和元年開催九州ブロック会議一覧表

月 日		会 議 名	開催県
1	1月24日～25日	九州労働委員会事務局調査研究会議（審査部門）	福岡県
2	2月21日～22日	九州地区労働委員会使用者委員協議会「代表者会議」	沖縄県
3	3月10日～11日	九州ブロック労委労協第2回幹事会・命令研究会	長崎県
4	4月18日	九州労働委員会事務局長会議	佐賀県
5	4月18日	九州労働委員会会長会議	佐賀県
6	5月15日～16日	九州ブロック労委労協総会・研修会	長崎県
7	5月16日～17日	九州労働委員会連絡協議会	長崎県
8	7月4日～5日	九州労働委員会事務局調査研究会議（調整部門）	宮崎県
9	9月5日	九州労働委員会事務局課長会議	沖縄県
10	9月26日～27日	九州ブロック労委労協第1回幹事会	福岡県
11	10月17日	九州労働委員会公益委員連絡会議	福岡県

(1) 九州労働委員会事務局調査研究会議（審査部門）（1月24日～25日、福岡県）

- ア 議題
 - (ア) 直近の組合資格審査で適合決定を受けた労働組合から再度組合資格審査の申請がなされた場合の対応について
 - (イ) 資格審査を受けた労働組合が、同組合以外の者を労働者委員として推薦することの問題点について
 - (ウ) 事件の解決のための勧告について
 - (エ) 労働委員会委員改選時における不当労働行為事件の審査委員の選任等について
 - (オ) 救済命令の内容について

- (カ) 合同労組の資格審査について
- (キ) 不当労働行為救済申立てに係る事前相談について
- (ク) 調査調書の内容及び調査・審問の記録方法等について
- (ケ) 審査手続において書証が重複して提出された場合の対応について
- (コ) 審査手続に係る職員研修、勉強会等の取組について
- (ク) 証人申請に係る様式における個人情報（住所、生年月日等）について

イ 研修会（講演）

演題：「裁判例にみる日本の解雇のルール」

講師：九州大学大学院法学研究院教授 山下 昇 氏

(2) 九州地区労働委員会使用者委員連絡協議会「代表者会議」（2月22日～23日、沖縄県）

- ア 全労委運営委員会の報告
- イ 平成30年度の九州地区研修会について
- ウ 各県における審査・調整事件について（意見・情報交換）
- エ その他協議事項

(3) 九州ブロック労委労協第2回幹事会・命令研究会（3月10日～11日、長崎県）

- ア 2019年九プロ労委労協総会・研修会の運営について
- イ 2019年九プロ労委労協総会議案について<現時点での確認>
- ウ 月刊「労委労協」 執筆計画（担当県）について
- エ 全国労働委員会連絡協議会総会会場・場内発言順位について
- オ 九プロ労委労協総会開催計画について
- カ 第86回九州労働委員会連絡協議会の運営と対応について
- キ 各県の特徴的状況
- ク その他
- ケ 命令研究会

(4) 九州労働委員会事務局長会議（4月18日、佐賀県）

- ア 平成30年度九州労働委員会協議会歳入歳出決算（案）の承認について
- イ 平成31年度九州労働委員会協議会歳入歳出予算（案）の承認について
- ウ 九州ブロックにおける労使関係セミナーの開催について
- エ 労働委員会の役割が伝わる広報の取組、関係機関及び関係団体との連携について（情報交換）

(5) 九州労働委員会会長会議（4月18日、佐賀県）

- ア 使用者の支配介入が疑われる行為について
- イ 個別あっせんにおける口外禁止条項について

(6) 九州ブロック労委労協総会・研修会（5月15日～16日、長崎県）

- ア 総会
 - (ア) 議事
 - a 2018年活動経過について
 - b 2018年会計決算報告について
 - c 2018年会計監査報告について
 - d 2019年の取り組み（案）について
 - e 2019年予算（案）について
 - f 2019年役員体制（案）について

(イ) 各県報告（情報交換）

イ 研修会

演題 (ア) 「パワーハラスメントへの対応を考える 既存の法律をどう生かすかの視
点を含めて」

(イ) 「使用者性を判断する上での視点を考える 「契約説」「支配説」等が言
われる中で、労働者委員はどういう視点で事件をみるべきか」

講師 熊本大学法学部 教授 中内 哲 氏

(7) 九州労働委員会連絡協議会（5月16日～17日、長崎県）

ア 議事

(ア) 報告事項

a 前回（第85回）九州労働委員会連絡協議会の結果について

b 全労委運営委員会の結果について

(イ) 意見交換・審議事項

議題1 「調整事件（集団及び個別）についての特徴的な事例の検討」

議題2 「今後の労働委員会の在り方について」

イ 講演

演題 「近時の重要労働裁判例について ～非正規雇用の待遇格差是正をめぐる裁判
例を中心に～」

講師 千葉大学大学院社会科学研究院教授 皆川 宏之 氏

(8) 九州労働委員会事務局調査研究会議（調整部門）（7月4日～5日、宮崎県）

ア 議題

(ア) 中労委の所管となる争議行為予告に係る実情調査の範囲について

(イ) 個人情報の取り扱いに関して留意している点について

(ウ) 自治体の職員等に関する個別労働関係紛争のあっせんの取扱いについて

(エ) 個別あっせん事件に係る被申請者聴き取り調査について

(オ) 初めてあっせん員となった委員に対する支援等について（情報交換）

(カ) あっせんの申請者や労働相談の相談者がいわゆるクレーム化した場合の対応等につ
いて

(キ) 打切りで終結した個別あっせん事件において、再度の申請があった場合の対応について

(ク) あっせんの申請をしたことを理由として、使用者が労働者に対して不利益な取扱いをす
ることへの指導等について

(ケ) 個別あっせん当日のあっせん員打合わせ及びあっせんに参加する事務局職員の人数につ
いて（情報交換）

イ 講演

演題 「発達障害を持つ労働者への「合理的配慮」のあり方を探る」

講師 宮崎大学地域資源創成学部准教授 丸山 亜子 氏

(9) 九州労働委員会事務局課長会議（9月5日、沖縄県）

ア 令和2年度九州ブロック労働委員会諸会議開催計画について（協議）

イ 令和2年度調査研究会議の研修内容等について（協議）

ウ 九州労働委員会事務局課長会議の休止または廃止に向けた検討について（意見交換）

エ 九州労働委員会協議会各種会議の合理化・効率化について

オ 九州ブロック労働委員会諸会議の見直しについて

- カ 九州労働委員会協議会予算の執行見込について（報告）
- キ 令和元年度九州地区労使関係セミナーの開催について（情報提供）
- ク 争議行為予告通知の主体及び実情調査終結のタイミングについて
- ケ 事務局職員のあっせん業務等のノウハウの継承、スキルの向上について
- コ 労働委員会が使用している部屋数等について（情報交換）
- サ 不当労働行為審査事件、集団及び個別あっせん事件に係る公文書の管理について
- シ 個別労働関係紛争あっせんでの被申請者のあっせん不参加の意向及び理由の確認方法について（情報交換）

(10) 九州ブロック労委労協第1回幹事会（9月26日～27日、福岡県）

- ア 幹事の交替
- イ 第74回全国労働委員会総会
- ウ 2020年九プロ労委労協総会・研修会
- エ 研修会のテーマ検討
- オ 命令研究会（第2回幹事会）の対応について
- カ 各県の特徴的状況
- キ その他

(11) 九州労働委員会公益委員連絡会議（10月17日、福岡県）

- ア 「定年退職後の継続雇用条件の提示と不当労働行為の成否について」
- イ 「バックペイが生じる場合の就労や収入状況の確認及びバックペイからの控除について」

第2節 研 修

1 委員関係

(1) 各種研修会

中央労働委員会による公益委員研修及び労使各側による全国及び九州ブロックの各種研修会が開催されており、令和元年において本県委員が参加した研修会は次のとおりである。

ア 令和元年度公労使委員合同研修（9月5日、東京都）

- (ア) 講演「労働委員会制度について－歴史・現状・課題－」
- (イ) 講演「労働法の基礎・労働法の新展開」
- (ウ) 和解事例検討

イ 令和元年度公労使委員合同研修（労働者委員）（9月6日、東京都）

- (ア) 講演「団交権保障の諸相－労働委員会制度との関連」
- (イ) 講演「不当労働行為救済制度の内容」
- (ウ) 講演「個別的労働紛争解決－労働契約法、個別労働紛争解決促進法－」

ウ 第19回全労委使用者委員基礎研修会（9月7日、東京都）

- (ア) 講演 「労組法7条の概説と不当労働行為審査制度の概要」
- (イ) 講演 「労組法上の労働者性（コンビニオーナーを中心に）」
- (ウ) 講演 「パートタイム労働者、有期雇用労働者に対する今後の雇用管理」

エ 第47回九州地区労働委員会使用者委員研修会（9月26日～27日、佐賀県）

- (ア) 講演 「中労委における審査経験から－和解事例・命令事例の紹介－」
- (イ) 研究討議

オ 令和元年度公労使委員個別紛争専門研修（12月2日～3日、東京都）

- (ア) 労働関係法令の改正等の動向
- (イ) 裁判例の動向
- (ウ) 個別紛争処理の経験が豊かな都道府県労働委員会におけるあっせんの成功・失敗事例
- (エ) スキル、ノウハウ、経験等に係る情報交換

(2) 委員特別研修

令和元年において本県委員が参加した研修は次のとおりである。

ア 個別労働紛争解決研修（平成30年度応用研修）（2月15日～16日、東京都）

- (ア) 最近の労働立法・判例の動向
- (イ) 事例的研修
- (ウ) 個別労働紛争解決トレーニング

イ 個別労働紛争解決研修（令和元年度応用研修）（12月13日～14日、福岡県）

- (ア) 最近の労働立法・判例の動向
- (イ) 事例的研修
- (ウ) 個別労働紛争解決トレーニング

2 事務局職員関係

各種研修会

事務局職員の資質向上を図るため、中労委主催の次の研修へ職員を派遣した。

ア 第70回労働委員会事務局職員中央研修（6月10日～12日、東京都）

- (ア) 一般研修
 - a 講演 「労働委員会事務局職員に期待すること」
 - b 講演 「労働委員会事務局職員に期待すること」
 - c 講演 「労働法の基礎」
 - d 講演 「法律・判例の読み方講座」
- (イ) 審査部門研修
 - a 命令書（案）の起案のための作業手順
 - b 演習 団体交渉拒否、不利益取扱い
 - c 不当労働行為の審査手続について（講義）

イ 労働委員会事務局職員個別紛争専門研修（7月1日～3日、東京都）

- (ア) 講義
 - a 講義「労働関係法令改正等の動向」
 - b 講義「基本となる裁判例」
 - c 講義「カウンセリング技法」
 - d 講義「労働局のあっせん制度」
- (イ) スキル、ノウハウ、経験等に係る情報交換少人数によるグループディスカッション
- (ウ) 都道府県労働委員会等のあっせん事例検討

ウ 令和元年度九州労働委員会事務局職員研修会（10月18日、福岡県）

講義 「命令書作成に当たっての留意事項」

エ 令和元年度労働委員会事務局職員専門研修（10月28日～11月1日、埼玉県）

- (ア) 講義
 - a 講義「事実認定上の留意点」
 - b 講義「労働委員会における重要判例解説」
 - c 講義「実務経験からみた和解の留意点」

- d 講義「働き方改革時代の労働法制の動向と展望」
- (イ) 演習
 - a 「命令原案作成」
 - b 「不当労働行為事件審査演習」

第3節 広報等

労働委員会について、広く県民への周知を図るため、ホームページの充実、県の広報番組の活用、労働政策課発行の季刊誌への掲載及び労働問題に関する講演会等の広報を行った。

1 ホームページによる広報

労働委員会の機能、仕事内容について、わかりやすく説明するとともに、定期的に資料編の更新を行った。

2 労働委員会だより

労働政策課発行の季刊誌「労働おきなわ」(3月、6月、9月、12月の各月末に発行)に「労働委員会だより」のコーナーを設け、労働委員会制度、事件の処理状況等を紹介した。

- (春) 145号「平成30年取扱事件の概況について」
- (夏) 146号「あっせん員候補者について」
- (秋) 147号「個別労働関係紛争のあっせん制度のご紹介」
- (冬) 148号「第22期沖縄県労働委員会委員の任命について」

3 県政ラジオ番組「ラジオ県民室」による広報

県広報課制作の県政ラジオ番組「ラジオ県民室」(毎週月曜日～金曜日)において、個別労働関係紛争のあっせん制度について紹介した(不定期)。

- (1) ラジオ沖縄(864KHz) 11時50分～11時55分
- (2) RBCiラジオ(738KHz) 11時55分～12時
- (3) FM沖縄(87.3MHz) 12時55分～13時

4 労働問題に関する講演会(労働問題セミナー)

労働に関する基本的な法令の啓発を行い、労働者と使用者がよりよい関係を構築するよう促すとともに、労働委員会の周知・広報を図ることを目的として、労働問題に関する講演会を行った。

(1) 名護市における講演会

- ア 演題:「働く人・雇う人～知っておきたい働くルール～」
- イ 講師:井村 真己(公益委員)
- ウ 日時:9月18日 午後6時30分～午後8時
- エ 会場:沖縄県北部合同庁舎2階大会議室
- オ 参加者:15名

(2) 宮古島における講演会

- ア 演題:「働き方改革のポイントと課題～労使はどう取り組むべきか～」
- イ 講師:田島 啓己(公益委員)
- ウ 日時:12月9日 午後6時30分～午後8時
- エ 会場:沖縄県宮古合同庁舎2階講堂

オ 参加者：8名

5 出前講座

労使紛争の未然防止や解決のため、労働者の権利義務等の基本的な労働法の知識や、労働トラブルが起きたときの対処法等について説明を行うとともに、労働委員会の役割について周知することを目的として出前講座を開催した。

(1) 泊高校における出前講座

ア 講師：山本 隆司（労働者委員）

イ 日時：9月9日 午後6時20分～午後7時15分

ウ 参加者：沖縄県立泊高等学校 午後部学生 45名

(2) 沖縄大学における出前講座

ア 講師：山本 隆司（労働者委員）

イ 日時：11月26日 午後4時20分～午後5時50分

ウ 参加者：沖縄大学 法経学部 自治体学Ⅱ専攻学生 18名

資料 年別申立・申請件数の推移

(単位:件)

区分 年	不当労働行為の審査			労働争議の調整												個別労働紛争あつせん			労働組合の資格審査			計					
	前 年 繰 越	新 申 立	規 計	あつせん			調 停			仲 裁			計			前 年 繰 越	新 申 請	規 計	前 年 繰 越	新 申 請	規 計	前 年 繰 越	新 申 請	規 計			
				前 年 繰 越	新 申 請	規 計	前 年 繰 越	新 申 請	規 計	前 年 繰 越	新 申 請	規 計	前 年 繰 越	新 申 請	規 計												
昭和47年 (復帰前)	0	0	0	0	10 (5)	10 (5)	0	22 (22)	22 (22)	0	0	0	0	0	0	0	32 (27)	32 (27)				0	21 (9)	21 (9)	0	53 (36)	53 (36)
48	0	0	0	0	16	16	0	0	0	0	0	0	0	16	16				1	8	9	1	24	25			
49	0	3	3	0	22	22	0	6	6	0	0	0	0	28	28				0	8	8	0	39	39			
50	2	1	3	2	12	14	0	0	0	0	0	0	2	12	14				0	13	13	4	26	30			
51	0	1	1	1	6	7	0	0	0	0	0	0	1	6	7				0	7	7	1	14	15			
52	1	0	1	2	6	8	0	0	0	0	0	0	2	6	8				0	3	3	3	9	12			
53	0	3	3	0	14	14	0	0	0	0	0	0	0	14	14				0	9	9	0	26	26			
54	3	0	3	1	5	6	0	0	0	0	0	0	1	5	6				0	1	1	4	6	10			
55	2	1	3	1	11	12	0	0	0	0	0	0	1	11	12				0	8	8	3	20	23			
56	0	3	3	0	27	27	0	0	0	0	0	0	0	27	27				0	6	6	0	36	36			
57	3	4	7	1	26	27	0	0	0	0	0	0	1	26	27				0	10	10	4	40	44			
58	5	4	9	3	15	18	0	3	3	0	0	0	3	18	21				3	7	10	11	29	40			
59	7	4	11	1	8	9	0	0	0	0	0	0	1	8	9				2	4	6	10	16	26			
60	7	1	8	2	6	8	0	0	0	0	0	0	2	6	8				0	7	7	9	14	23			
61	6	2	8	2	5	7	0	0	0	0	0	0	2	5	7				0	3	3	8	10	18			
62	4	2	6	2	12	14	0	0	0	0	0	0	2	12	14				1	9	10	7	23	30			
63	3	1	4	0	3	3	0	0	0	0	0	0	0	3	3				5	2	7	8	6	14			
平成元年	2	0	2	0	5	5	0	0	0	0	0	0	0	5	5				5	3	8	7	8	15			
2	1	0	1	3	7	10	0	0	0	0	0	0	3	7	10				1	1	2	5	8	13			
3	1	1	2	2	1	3	0	0	0	0	0	0	2	1	3				1	3	4	4	5	9			
4	0	0	0	0	5	5	0	0	0	0	0	0	0	5	5				0	0	0	0	5	5			
5	0	0	0	1	3	4	0	0	0	0	0	0	1	3	4				0	2	2	1	5	6			
6	0	2	2	1	3	4	0	0	0	0	0	0	1	3	4				0	4	4	1	9	10			
7	2	1	3	0	10	10	0	0	0	0	0	0	0	10	10				2	1	3	4	12	16			
8	1	0	1	3	5	8	0	0	0	0	0	0	3	5	8				1	3	4	5	8	13			
9	1	1	2	2	9	11	0	0	0	0	0	0	2	9	11				3	2	5	6	12	18			
10	1	0	1	1	4	5	0	0	0	0	0	0	1	4	5				1	2	3	3	6	9			
11	0	4	4	0	3	3	0	0	0	0	0	0	0	3	3				0	6	6	0	13	13			
12	2	0	2	0	3	3	0	0	0	0	0	0	0	3	3				2	0	2	4	3	7			
13	1	4	5	0	8	8	0	0	0	0	0	0	0	8	8				1	7	8	2	19	21			
14	3	2	5	0	3	3	0	0	0	0	0	0	0	3	3	-	4	4	3	2	5	6	11	17			
15	1	0	1	0	11	11	0	0	0	0	0	0	0	11	11	0	2	2	1	5	6	2	18	20			
16	0	0	0	1	13	14	0	0	0	0	0	0	1	13	14	0	1	1	1	1	2	2	15	17			
17	0	2	2	0	6	6	0	0	0	0	0	0	0	6	6	0	2	2	0	4	4	0	14	14			
18	1	1	2	1	2	3	0	0	0	0	1	1	1	3	4	0	3	3	1	3	4	3	10	13			
19	1	2	3	0	10	10	0	0	0	0	0	0	0	10	10	0	1	1	1	4	5	2	17	19			
20	1	3	4	1	7	8	0	0	0	0	0	0	1	7	8	0	4	4	1	5	6	3	19	22			
21	2	1	3	0	9	9	0	0	0	0	0	0	0	9	9	1	15	16	4	3	7	7	28	35			
22	0	6	6	4	7	11	0	0	0	0	0	0	4	7	11	0	7	7	0	5	5	4	25	29			
23	4	4	8	1	3	4	0	0	0	0	0	0	1	3	4	0	3	3	1	15	16	6	25	31			
24	4	1	5	2	9	11	0	0	0	0	0	0	2	9	11	0	1	1	4	5	9	10	16	26			
25	0	4	4	1	3	4	0	0	0	0	0	0	1	3	4	0	7	7	0	8	8	1	22	23			
26	4	2	6	0	6	6	0	0	0	0	0	0	0	6	6	0	6	6	0	5	5	4	19	23			
27	4	3	7	1	4	5	0	0	0	0	0	0	1	4	5	3	7	10	4	9	13	12	23	35			
28	5	4	9	0	8	8	0	0	0	0	0	0	0	8	8	1	6	7	6	5	11	12	23	35			
29	6	1	7	2	2	4	0	0	0	0	0	0	2	2	4	0	7	7	4	6	10	12	16	28			
30	2	2	4	1	1	2	0	0	0	0	0	0	1	1	2	3	9	12	0	4	4	6	16	22			
令和元年	1	3	4	0	3	3	0	0	0	0	0	0	0	3	3	2	11	13	0	10	10	3	27	30			
合 計	-	84	-	-	377	-	-	31	-	-	-	1	-	409	-	-	96	-	-	259	-	-	848	-			

個別労働紛争あつせんは平成十四年四月から業務開始

注) 昭和47年の()内は、復帰前の申請件数で内数である。

沖縄県労働委員会年報

令和元年版

発行 令和2年3月

編集 沖縄県労働委員会事務局

〒 900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号

電話 098(866)2551 FAX 098(866)2554

ホームページ 「沖縄県労働委員会」で検索

Eメール aa160008@pref.okinawa.lg.jp
